



∞∞∞今号のメニュー-∞∞∞

### 特集その1

#### ホームレス自立支援法成立！

○7月18日法案衆議院通過、委員会で  
傍聴行動をたたかう

- 7月31日全国の仲間と勝利集会！
- 衆議院厚生労働委員会決議文
- ホームレス自立支援法（確定版）

### 特集その2

#### 新宿の仲間の実態調査報告

- 新宿の概数調査何と約1400名
- 218名の仲間のアンケート

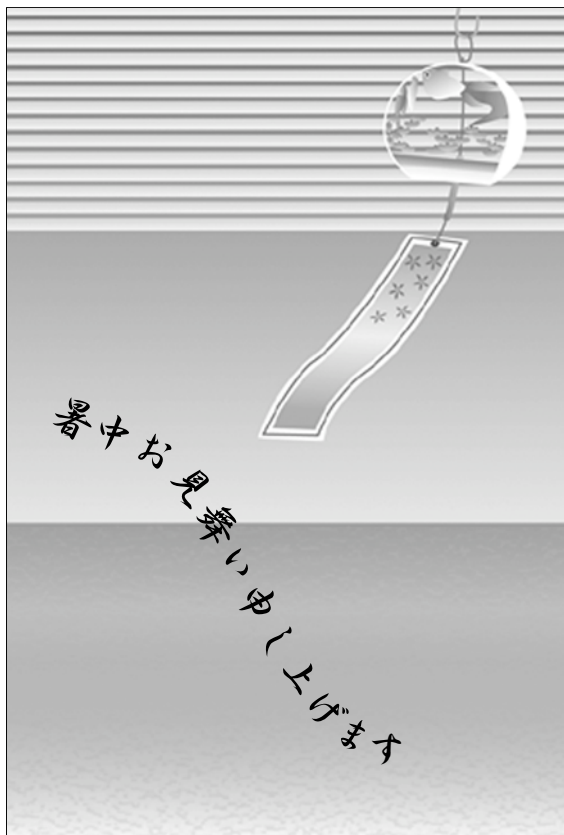
#### 活動報告

#### ザ・祭り屋

(連絡会の活動紹介Ⅷ)

財政報告5-6月速報

池袋、新宿夏まつりの呼びかけ



定価100円 (カンパ込み)

# 2002年7月31日、 ホームレス自立支援法、全国の仲間の力でついに成立！ ついに路上が国を動かした！

●7月17日、衆議院厚生労働委員会、18日衆議院本会議で全会派一致で法案通過

ホームレス自立支援法案は国会終盤の7月、ついに衆議院厚生労働委員会で審議入りを果しました。法案（p3から全文掲載）は与党三党と民主党、社民党合意の委員長提案議案として提出され、若干の議論の後、共産党、自由党を加えた全会派の賛成で可決されました。また行政の恣意的な判断で強制的な立ち退きがないよう「運用に関する」委員会決議も提出され、これも全会派一致で採択されました。

委員会には新宿、池袋などの仲間、大阪の支援者40名がかけつけ、自らが要求した法案の行方をしっかりと傍聴席から見守りました。

翌、18日本会議でもすんなり通過し、希望への扉が大きくこじ開けられることとなりました。

○7月31日全会一致で参議院通過！成立！

一方参議院厚生労働委員会の方はちょうど健康保険法の強行採決、与野党対立の大混乱のまただ中。ホームレス法案のみならず、他の衆議院を通過した法案も「立ち往生」の状態でした。それでも、議員の方々の尽力、そして国会に集まった全国の仲間の声により31日の国会最終日の午後、参議院厚生労働委員会通過に続き、本会議でも全会一致、無事、通過し、成立に到りました。

●7月31日、炎天下の中、全国の仲間120名で勝利の院内集会たたかう！

7月31日、国会の最終日、法案成立に尽力を頂いた国会議員の方々と共に「ホームレス自立支援法制定！勝利集会」が衆議院第2議員会館内で行われました。集会には法案成立に尽力頂いた、民主党、鍵田、山井、近藤衆議院議員、公明党、田端衆議員が参加。「自立支援法は党派やイデオロギーを越えた重要な法である」「法を生かす活動を全国で行なって欲しい」と励ましを頂き、また、全国の団体も「これからは私たちが問われる番」「仕事の獲得、屋根の獲得をめざし、今後の概算要求、実態調査にも仲間の意向を反映させたい」と、それぞれ決意表明。

最後に法案の成立を炎天下の議員会館前で座り込みながら待ち、参議院本会議傍聴団の報告が届くと、拍手と歓喜。法案制定の歴史的瞬間を仲間一人ひとりの臉に焼き付けてきました。



7月31日全国120名の仲間が議員会館に集まり法制定の瞬間を待つ

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようにすることは、憲法第十一条及び第二十五条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。
- 二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。
- 三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。
- 四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。
- 五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、

## 特集その1・ホームレス自立支援法成立！

公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。

- 六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。
- 七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。
- 八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。
- 九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

右決議する。

平成十四年七月十七日  
衆議院厚生労働委員会



7月31日議員会館内の院内集会、各議院から報告と激励を受ける

## ホームレスの自立の支援等に関する

### 特別措置法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画  
(第八条・第九条)
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等  
(第十二条—第十四条)

#### 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施

策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

## 特集その1・ホームレス自立支援法成立！

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他

のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団

体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 理 由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**法案制定後は、秋からの実態調査、基本方針、実施計画が策定される予定です。**

**それに先がけ、新宿区内の概数調査、実態調査を連絡会は実施しました。**

☆新宿区および周辺の路上生活者概数

<概数調査の方法>

新宿区内、およびその周辺部の主要野宿者居住地をブロック別に区分し、時間帯をずらし（昼、夜、深夜）て丹念に回り、定住者（テント、ダンボールハウスなど生活拠点を比較的安定的に有している者＝テント数）概数と半定住者（就寝場所や生活物資の保管場所を一定その場に確保し夜間のみテントを張るなどしている者）、非定住者（生活物資を自分で持ち、ないしは他の場所に保管し、就寝場所が相対的に不安定な者＝いわゆる流動層）概数をカウントし割り出すという方法を取っています。この調査は8年来新宿の地で毎週パトロールを行なっている新宿連絡会パトロール班が実施しまし

	定住	半定住	非定住	合計
新宿駅ブロック（一部渋谷区を含む）	2	3	305	310
新宿駅東口ブロック	2	2	180	184
新宿駅西口ブロック（一部渋谷区を含む）	2	9	145	156
中央公園ブロック	153	48	74	275
北新宿ブロック	3	2	17	22
戸山公園ブロック	191	11	105	307
高田馬場西ブロック（一部中野区を含む）	28	8	32	68
落合ブロック（一部中野区を含む）	1	8	5	14
飯田橋ブロック	9	0	0	9
市ヶ谷ブロック	0	1	0	1
四谷駅ブロック	10	5	2	17
神宮ブロック	21	14	6	41
その他	11	4	0	15
総計	433	115	871	1419

た。新宿連絡会パトロール班は同種の調査を過去何回も行なっており、また野宿経験者、現役野宿者がパトロール班には加わっており、東京都の実施している同種調査（昼間）に比して精度の高い調査となっている筈です。調査の基本は目視調査ですが、不明な場合は直接声をかけて確認をしております。明らかに野宿の者と確認できても歩行中の者、昼寝など休息中の者はカウントはせず、半定住者、非定住者の概数は就寝体制をとっている者のみをカウントしています。

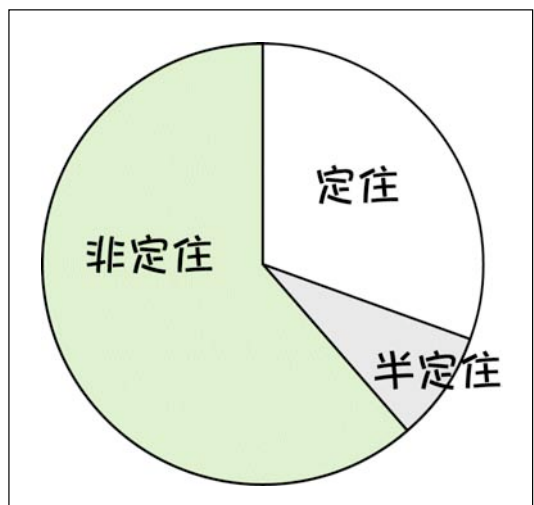
調査期間は2002年5月28日～6月21日、昼、夜、深夜です。

定住層、半定住層の概数は目視において比較的正確にカウントできますが、非定住層は移動するため重複の可能性があります。その可能性を可能な限り排除するため、非定住層概数は就寝体制に入る午前2:00前後を基本としています。すなわち、昼間や夜間の調査は非定住層はカウントせず、深夜の調査でカウントされたものを数値として確定しています。もちろん、調査日が一斉でないので多少の重複はあると思われませんが、多少の誤差レベルとなっていると思われま。また、調査は行政区分の新宿区内に限定する事なく、明らかに新宿圏で生活を営んでいる周辺の人々も含めています。例えば、新宿駅新南口やその周辺は行政区分では渋谷区となりますが、そこで寝ている人々の実態は、新宿区役所や新宿での炊出しを利用したりと、生活実態は新宿に根づいています。これらも勘案して各エリアにおける他区分もカウントされています(純粋に新宿区内という行政区分で数え直すと概数は、定住層411、半定住層93、非定住層845、計1349となります)。

.....

### <テント生活者問題だけがホームレス問題ではない！>

概数1419名の内、居住形態を見れば、定住層は約30.5%、半定住層は約8.1%、非定住層は約61.4%という事となります。私たちは主に昼間のこの約30%（テント生活）の人々を見て「ホームレス問題」と呼んでいますが、新宿においては定住層は「ホームレス問題」の一角に過ぎず、多数が定まった居住地を持たずに駅周辺などで夜間寝ている人々が多数を占めています。もちろん非定住層の人々がたまたま調査した日に駅周辺にいたという訳でもなく、100名単位の数値の変動はありつつも常に駅周辺には平均して同数レベルの数がカウントされている（通年的な新宿連絡会パトロール班記録）事から、新宿を起点に生活をしている人々の集団（だけれどもテントなど定まった生活拠点を持たない、もしくは、持てない人々）と言えるだろうと思います。ちなみに本年2月の東京都が実施した概数調査（昼間）では、新宿区は793名となっています。季節的な変動はもちろんありますが、昼間の調査は定住層やたまたま公園などで寝ている人々しかカウントできていないため、非定住＝流動層の正確な把握はこの調査ではあまり期待できないと考えられます。結果として非定住層が多い新宿区などでは、定住層が多い台東区や墨田区よりも野宿者数が少ないとされてしまい、23区合同対策においては施設入所枠などで不利な扱いを受けています。いずれにせよ、新宿区の特徴は、昼間目に見えにくい流動層の野宿者数が目に見える定住層に比して圧倒的に多いと特徴できるのではないかと考えられます。とりわけこの傾向は新宿駅周辺に集中的に特徴化されています。





特集その2・新宿の仲間の実態調査報告

☆218名の仲間よりのアンケート調査結果

実施期間2002年5月26日から6月23日  
 実施場所(新宿中央公園での炊出しの場、新宿駅  
 周辺などパトロールの場)  
 調査員・新宿連絡会アンケート調査班  
 ボランティアスタッフ

{以上半年以内 83(38.7%)  
 半年～1年 32(14.9%)  
 1年～3年 31 (14.5%)  
 3年以上 68 (31.8%)

有効回答者数 218名 男213名 女5名  
 平均年齢 53.1歳  
 最年少 26歳  
 最高齢 78歳

●野宿前の居住地

(無回答 5 有効回答数213名)

新宿 45(21.1%)  
 他の区部 61(28.6%)  
 東京市部 17(7.9%)  
 関東各県 57(26.8%)  
 東京・関東以外 33(15.5%)

●年齢構成

(無回答 1 有効回答数217名)

20歳台 2 (0.9%)  
 30歳台 21 (9.7%)  
 40歳台 42 (19.4%)  
 50歳台 92 (42.4%)  
 60歳台 52 (23.9%)  
 70歳台 8 (3.7%)

●野宿前の主たる職業

(無回答 1 有効回答数217名・複数回答有り)

建設土工 67(29.9%)  
 建設職人 51(22.8%)  
 工場 33(14.7%)  
 会社員 19(8.5%)  
 自営業 7(3.1%)  
 サービス 31(13.8%)  
 その他 16(7.1%)

●野宿の形態

(無回答 2 有効回答数216名)

野宿場所 テントなど定住 54 (25%)  
 夜間ダンボール、流動など半定住、非定住 162 (75%)

●野宿に至った主たる原因

(無回答 8 有効回答数210名・複数回答有り)

倒産など非自発的失職 138(64.5%)  
 職場のトラブルなど自発的失職 6(2.8%)  
 出稼ぎ 4(1.9%)  
 事業失敗 10(4.7%)  
 家庭の事情 17(7.9%)  
 健康問題 7(3.3%)  
 酒害 3(1.4%)  
 借金 2(0.9%)  
 その他 27(12.6%)

●野宿の期間

(無回答 4 有効回答数214名)

1と月以内 26 (12.1%)  
 1～3ヶ月 31 (14.5%)  
 3ヶ月～半年 26 (12.1%)

●現在の現金収入の有無  
(無回答 6 有効回答数212名)

有り	73(34.4%)
(業種)	
雑業	26(35.6%)
建築日雇	13(17.8%)
サービス日雇	9(12.3%)
その他	2(2.7%)
無回答	23(31.5%)

なし 139(65.6%)

●現在の求職活動の有無  
(無回答 19 有効回答数199名)

仕事を探している	160(80.4%)
仕事を探していない	39(19.6%)

□仕事を探していると回答した者の  
仕事探しの方法(複数回答有り)

高田馬場寄せ場に行く	42(23.5%)
駅手配師に頼む	28(15.6%)
職安へ行く	22(12.3%)
知人に紹介してもらう	27(15.1%)
新聞求人を探す	41(22.9%)
雑業仕事を探す	19(10.6%)

●厚生年金、国民年金など公的年金の加入認識  
(無回答 11 有効回答数207名)

年金有り	97(46.9%)
年金なし	110(53.1%)

●現在の健康状態  
(無回答 3 有効回答数215名)

良い(普通)	153(71.2%)
通院	11(5.1%)
悪い	51(23.7%)

●新宿区役所サービスの利用状況

■カンパン(法外援護)支給の利用の有無  
(無回答 6 有効回答数212名)

有り	177(83.5%)
無し	35(16.5%)

■窓口相談の有無  
(無回答 6 有効回答数212名)

有り	101(47.6%)
無し	111(52.4%)

■窓口相談ありと回答した者の窓口対応の印象  
(無回答 4 有効回答数97名)

悪印象	45(46.4%)
普通、好印象	52(53.6%)

■冬季臨時宿泊施設(さくら寮、なぎさ寮)の  
利用の有無  
(無回答 8 有効回答数210名)

有り	77(36.7%)
無し	133(63.3%)

■緊急一時保護センター大田寮の利用の有無  
(無回答 15 有効回答数203名)

有り	18(8.9%)
無し	185(91.1%)

■自立支援センターの利用の有無  
(無回答 15 有効回答数203名)

有り	16(7.9%)
無し	187(92.1%)

■大田寮入寮抽選会への参加の有無  
(無回答 21 有効回答数197名)

有り	71(36.0%)	<平均2.7回>
無し	126(64.0%)	

特集その2・新宿の仲間の実態調査報告

●現行都区自立支援事業施設への入寮希望度  
(無回答 16 有効回答数202名)

入寮したい	120(59.4%)
期待していない	82(40.6%)

●就労支援策が今後強化される事への期待度  
(無回答 36 有効回答数182名)

期待有り	120(65.9%)
期待無し	62(34.1%)

●就労、福祉、住宅。項目別施策強化希望割合  
(無回答57 有効回答数161名・複数回答有り)

現状の施策で十分	15(6.9%)
就労支援の強化	87(39.9%)
福祉施策の強化	59(27.1%)
住宅施策の強化	57(26.1%)

●今後の自立への希望(職業)  
(無回答18 有効回答数200名・複数回答有り)

建設日雇に従事したい	46(20.8%)
建設技能に従事したい	36(16.3%)
工場労働に従事したい	23(10.4%)
事務労働に従事したい	2(0.9%)
サービス労働に従事したい	15(6.8%)
警備業に従事したい	9(4.1%)
清掃業に従事したい	22(9.9%)
自営業に従事したい	1(0.5%)
軽作業労働を探したい	25(11.3%)
生活保護を受給したい	15(6.8%)
現状維持で良い	12(5.4%)
その他	15(6.8%)

●今後の自立への希望(居住地)  
(無回答23 有効回答数195名・複数回答有り)

新宿	90(44.6%)
他の区部	31(15.3%)
市部	2(1.0%)
故郷	15(7.4%)
その他	7(3.5%)
どこでも	57(28.2%)

〈8割の仲間が求職活動をしており、6割の仲間が自立支援施設への入所を望みんでいる!〉

今回の調査でも平均年齢は53.1歳。いわゆる働き盛りの仲間が多いのはホームレス問題を考える時に重要な観点であると考えます。40代、50代の仲間が6割近くを占めます。近年の不況を反映してかここ1年以内で野宿になってしまった仲間も約54%も居ります。野宿に到った理由は会社倒産など非自発的失職が約65%。そして約80%もの仲間が様々な形で仕事を探していますが、実際に収入が得られる仕事に従事できているのは約34%しかおらず、それも収入が少なく、安定しない雑業仕事や日雇仕事でしかありません。

約半数の仲間が福祉の相談窓口に行った事がないのは、現在のところ比較的健康状態は良い(良い、普通の仲間は約71%) ためと思われます。福祉の施策よりも就労支援を強化してもらいたいと希望しているものが多く、大田寮→自立支援センターへ入寮したいと願っている仲間は約60%、また今後就労支援が強化される事へ約66%もの仲間が期待しています。

就労自立を希望しながらも、自分の力だけでは職を得られず路上に留まらざるを得ない仲間の実態、そしてだからこそ、就労などの社会的な支援を求めている姿が、今回のアンケート調査で如実に現われています。こういう実態を反映させない事には今後の国の対策もうまく進まない事でしょう。

# 活動報告

冴えわたる連絡会、都  
区などに要望書、意見  
書三連発で提出！

寮生と共に大田寮工作  
第2弾開始！

NPO準備会順調に進行中！

池袋公園工事W杯終了で  
ようやく終了か。池袋夏  
祭りではいやな気分を吹き  
飛ばそう！

## ◇要望書、意見書三連発！◇

7月1日、新宿区に対し「緊急一時保護センターなど自立支援事業の改善および新宿区独自の就労支援の強化に関する要望書」を提出、法制定後を見据えての新宿区の姿勢を問い糾しました。私たちは新宿区内に「就労支援センター（相談所）」を設ける事を新たに要求し、新宿区独自の就労支援対策の重要性を訴えました。私たちは大田寮→自立支援センター等の施設型の自立支援事業の重要性を認めながら、そこからこぼれ落ちる仲間、それに馴染まない仲間に対する他の方法による自立支援策を積極的に提案し、実施を勝ち取っていくつもりです。

また、現行自立支援事業の改善を進めていくため、7月3日4日と「緊急一時保護センターの改善を求める要望書」「自立支援センター・墨田寮の実態に関する意見書」を都福祉局、特入厚、対策事業運営協議会の三者に提出、大田寮内での就労支援の強化などを早急に検討するよう訴えて来ました。これらの要望を受け、緊急一時保護センター・大田寮では就労準備ビデオ講習の実施、自立支援センター説明会の実施などが行われてきましたが、全体としてまだまだ十分なものとはなってはいません。また、自立支援センター・墨田寮は開設してまもない事から寮内において様々な問題が発生しています。寮生の意見を提出する事によりこちらも若干の改善がみられているところです。

## ◇大田寮工作再開◇

要望書提出に伴い、緊急一時保護センター内に

おける改善工作が7月から再開されました。面会行動で寮生の団結を推進させて行くと共にタイムリーな情報を書いたチラシを毎週案内に配付、また、第一期でかちとった「意見箱」を利用しての、寮生の意見を「意見箱」に集中させる運動を進めています。

### 大田寮改善要望事項（要望書から）

#### I、自立支援事業など行政支援策のガイダンス強化

- 1.自立支援事業全般を説明したパンフレットを入所時に配付する事
- 2.自立に役立つ書籍やパンフなどを娯楽室に置き、閲覧可能にする事
- 3.ビデオ教材などを使った社会復帰への講習会を実施する事
- 4.生活保護の仕組みなど、自立後に生活苦に陥った時のノウハウの講習会を実施する事

#### II、就労準備プログラムの導入

- 1.就労準備相談室の設置、就職相談員を設置する事
- 2.インターネットなどによる求人情報（概要）を提供する事
- 3.職種別求人数など職安統計などの情報を提供する事
- 4.自立支援センターの就労活動状況や職業内訳などの情報を提供する事
- 5.常雇就労希望者への面接訓練会を実施する事
- 6.身体馴染のため施設周辺や大田市場の一斉清掃など地域ボランティア活動を実施する事
- 7.身体馴染のため施設内の植栽作業や動物の飼育、管理ボランティア活動を実施する事

#### III、住込み就労支援プログラムの導入

- 1.専門就職相談室の設置、就職相談員を配置する事
- 2.新聞、求人誌など閲覧室を設置する事
- 3.求職活動のための無料電話を設置する事
- 4.求職活動のための交通費を支給する事
- 5.求職活動のための衣類貸与する事
- 6.就職決定者への支度金を支給する事

## ◇NPO設立準備会進行中◇

「仲間の手で仕事を創り出そう」と、連絡会の就労創出プロジェクトが開始されています。今年の秋から冬を目処に清掃などの仕事の受け皿事業体を非営利団体として立ち上げて行く予定です。NPO法人を野宿当事者や野宿経験者で創るべく、現在、NPO設立準備会の会議を続けています。次号のNEWSでは全貌を公表できる段階に到ると思います。連絡会の新たな実験事業に乞御期待。

## ◇池袋工事終了、池袋夏まつりへ

前号でお知らせした池袋の各公園での工事が終了し、順次フェンスの取り壊しが始まっています。あれだけ豊島区が騒いでいたフーリガンとやらは一度も池袋には登場せず、一体何のための工事だったのかお粗末千万といった顛末を辿りそうです。植栽工事とやらも、若干木を植えた程度の小規模な工事、そして今度は公園課は工事が終わった

場所に1年は入っちゃ駄目と宣っているようである。「あっち行け、こっち行け」と不毛な移転を強要する公園課に仲間は嫌気をさしています。

豊島福祉の対応も相変わらずで、「一度失敗した者」には二度と福祉をかけない、救急車で行けと言っている

追悼会、炊出し、その他、ほのほのとした池袋の夏まつりも今年も行ないません。ご近所の方などどうぞ手土産もって遊びに来てください。

池袋連絡会  
池袋野宿者と共に歩む会  
090-5448-5676  
(佐藤)

始末。

それでもめげずに池袋の仲間や支援者は日常活動を着実に続けています。

その南池袋公園で池袋の夏祭りが8月10日(土)に行われます。昨年、一昨年と雨にたたられた夏まつり、今年こそは良い天気の中で亡くなった仲間を追悼し、元気に生きている証を刻印していきたいと思います。

## ◇日常活動◇

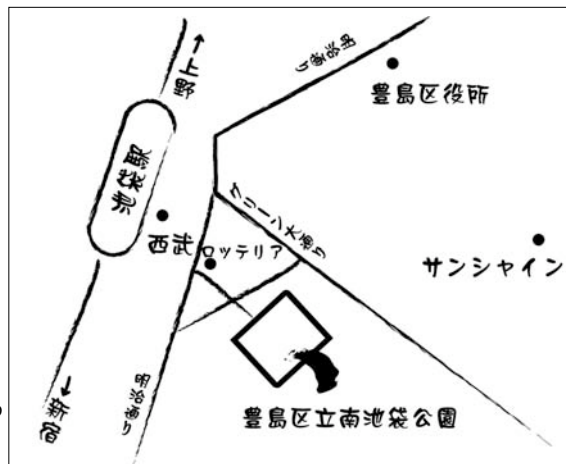
新宿の炊出しは毎週700-800名が集まるなど、仕事が動かない中で、困窮した仲間も増えてきています。

夏場は体力が極端に消耗する季節、7月に入り、戸山公園(箱根山)で一人、新宿駅東口で一人、仲間が相次いで亡くなっています。夏場で各地に分散した仲間に対し、医療相談、パトロール、福祉行動を強化しながら、健康管理への注意を呼びかけ、弱った仲間の救急搬送や福祉紹介、またアフターホローのための病院面会なども続

# 第4回池袋夏まつり

2002年8月10日(土)

夕方4時から、豊島区立南池袋公園にて



ビルの谷間で汗かきながら今年もやります真夏の興行師

# ザ・祭り屋

## 連絡会の活動紹介⑧

新宿夏の風物詩=新宿夏まつりは今年で早くも9回目となる。夏まつりは越年の取り組みと同じく新宿連絡会の一大イベント。越年に比べれば娯楽色が強く、どちらかと言えば軽視されがちだが、何にもない路上には季節感と娯楽と文化が何よりも必要である。

それは野宿者が社会から排除されていない事を確認する事業だからである。社会の一員として自らを確認しなければ「世捨て人」にしかならない。「飯だけ食え」「屋根だけ確保でき」の機械的な支援だけでは、人間駄目になっちゃう。社会とは人との関係、路上の仲間も、仲間との関係、世間との関係を意識しないでは暮らせないし、社会への再参画も言葉だけになってしまう。

だから、踊れ、歌えやが必要なのである。「東京音頭」が流れてくれば、「ああ、もうお盆か」「ああ、子供の頃は…」「俺の田舎では…」「別れたかあちゃんは…」とおっちゃん達は思い返す。そういう思いが人を蘇らせるのでもある。実に人間というのは合役所的な合理的発想ではなく、摩訶不思議な存在である。

連絡会は、そんなおっちゃんおばちゃん達のここ（新宿）で生きている「実感」、「思い出」

を祭りで作ろうとしている。より美味しい弁当を、より楽しい企画をと、連絡会の祭り屋達は走りまわる。盛大すぎても嘘っぽい、こじんまりし過ぎてもつまらない。路上の仲間にフィットした祭りの寸法は9回もやりながらもまだまだ計りきれない。

「祭りのカラオケ大会で俺は歌ったんだぜ」そんな自慢話ができるようにしたいし「あんときゃ大変だったけど楽しかったな」と野宿の辛い思いを少しでも忘れ去る思い出を作りたい。

決して手を抜けないイベントなのである。



昨年の第8回新宿夏祭りは1000名以上の仲間が集まり大盛況

### 求む！夏まつりボランティア&夏まつり物品

夏まつりは人手もかかる。炊出し、散髪などのお手伝い、会場整理やゴミ掃除、酔客保護や喧嘩の仲裁などなど。飛び入り歓迎、来れ夏の新宿へ！希望者は090-3818-3450（笠井）に連絡を！

☆カンパして～☆

♡カンパお願い～♡

○電動バリカン○うちわ○タオル○石鹸○煙草

が、不足しています。どなたか譲って下さい！17日、18日に持ってきて下されば感謝感激。郵送の場合は、☎160-0015 東京都新宿区大京町3新大京マンション304号スペースかぼす気付第9回新宿夏まつり実行委員会（TEL03-5367-5666）にてお願いします。

**新宿連絡会会計報告 (2002年5月～6月期連報)**  
**財政ひっ迫。夏季一時金カンバを御願い致します！**

収入)		支出)	
①炊出し部門寄付	¥26,100	①炊出し事業費	¥66,575
②活動部門寄付	¥19,100	②医療活動事業費	¥42,221
③通信部門寄付	¥10,600	③パトロール関連費	¥48,722
④その他寄付	¥125,240	④活動関連費	¥3,710
⑤事業収益	¥3,100	⑤福祉面会関連費	¥20,615
⑥前期繰越金	¥636,250	⑥自立支援事業費	¥9,696
		⑦教宣活動関連費	¥34,515
		⑧事務費	¥86,320
		⑨池袋関連事業費	¥46,400
		⑩雑費	¥2,350
		⑪次期繰越金	¥459,266
合計)	¥820,390	合計)	¥820,390

路上生活という問題は「解消」したからと言って「解決」するものではありません。私たちの要望によりホームレス自立支援法が出来国の関与が強まるだろう今こそ、民間による草の根的な野宿者支援網を作る必要があると思います。私たちは炊出しなど緊急支援活動の他、より多くの仲間が自立に結びつく支援を強化していくつもりです。引き続きの御支援宜しく申し上げます。  
 (新宿連絡会事務局一同)

路上文芸総合雑誌

ろじゅく  
**露宿**

19号好評  
 発売中!  
 p38 B5版 500円



「露宿」の定期購読は連絡会郵便振替口座でも出来ます。4回分2500円、8回分5000円(共に送料込み)。限定1000部の希少雑誌に付き確実に御手元に届く定期購読をお勧めします。

**購読申し込み方法**

郵便振替用紙(00160-6-190947ろじゅく編集室)に定期購読もしくは継続購読とお書きになり、住所、氏名を明記の上送金して下さい(発行ごとに郵送します)。尚、郵便振替の他、切手での受け付けもしております。FAX、メールにても注文承り中。

**路上文芸総合雑誌「露宿 (ROJUKU)」(隔月刊)**

〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-14-5-13

TEL/FAX 03-3981-6746/090-3818-3450 (笠井)

Eメール・rojuku@d9.dion.ne.jp

URL・http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/

郵便振替口座 00160-6-190947 加入者名「ろじゅく編集室」

# 第9回新宿夏まつり

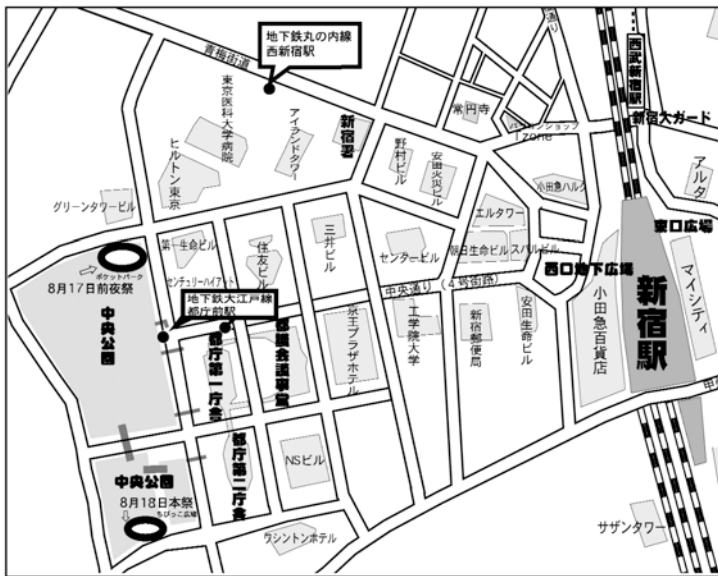
**前夜祭** 2002年8月17日(土) 夕方5時より中央公園ポケットパーク  
(慰霊祭、カラオケ大会など)

**本祭** 2002年8月18日(日) 昼より中央公園ちびっこ広場  
(青空床屋、ゲーム、音楽演奏、炊き出し、盆踊りなど)

今年もやります。おっちゃん、おばちゃん踊ります。亡くなった仲間も踊ります。祭りはほのぼの楽しくなくっちゃ。芸達者はいないかい。みんなで歌おう夏まつり。飛び入り演奏、飛び入り露天、企画持ち込み、大歓迎!! 太陽の季節はTOKYO新宿路上まつりで楽しもう!

## 第9回新宿夏まつり実行委員会

〒160-0015 東京都新宿区大京町3新大京マンション304号スペースかぼす気付  
TEL03-5367-5666 (稲葉呼出) FAX03-5367-5667



やあ、元気だったかい? 久しぶりだね。ああ、新宿は相変わらずさ。追い出されおにどうにかこうにかやってるさ。中央公園は何かとにきやかだめ。爆弾騒ぎもあつたよ。会長命拾いしてめかつたよ。みんな久しぶりだね。頑張ってる法楽も通つたよ。やれやれだね。10年前からやれはめかつたのね。そっちはどうだい? のんびりやってるかい。気味悪いから見守ってねんかくれるなよ。出てくるのはお盆の時だけかいからな。

## Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS/VOL.30

2002年 7月31日発行 (隔月刊) 定価100円

編集・発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議 (新宿連絡会) & 池袋野宿者連絡会

〒111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館5階

電話・FAX 03-3876-7073 もしくは 090-3818-3450 (芝井)

カンパ金送付先・郵便振替口座 00170-1-723682 「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com <http://www.tokyohomeless.com>

編集協力・ろびゆく編集室 東京都豊島区池袋1-14-5-13 <http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/>